

豊田市公契約規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊田市公契約条例（令和3年条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定公契約)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める公契約は、次に掲げるものとする。

(1) 予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に係る契約

(2) 予定価格が5,000万円以上の業務の委託に係る契約で、次に掲げる業務の一又は二以上のものをその内容とするもの

ア 市の庁舎その他の市が事務又は事業の用に供する建物並びにこれらに附属する工作物及び設備（以下「庁舎等」という。）の清掃の業務

イ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）

ウ 庁舎等における受付又は案内の業務

エ 電話交換の業務

オ 除草又は草刈りの業務

(3) 予定価格が1年当たり1,000万円以上の指定管理に係る協定（公募により指定管理者を選定し、及び指定する指定管理に係るものに限る。）

(取組報告の対象等)

第4条 条例第6条の規定による報告（以下「取組報告」という。）の対象は、特定公契約に係る業務に直接従事する労働者の適正な労働環境を確保するための取組とする。

2 取組報告は、労働環境取組報告書（様式第1号）により行うものとする。

(申出書)

第5条 条例第8条の規定による申出は、労働環境申出書（様式第2号）により行うものとする。

(報告等の要求等)

第6条 条例第10条第1項の規定による報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）の要求は、労働環境報告等要求書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による報告等は、労働環境状況調査結果報告書（様式第4号）により行うものとする。

(是正措置の要求等)

第7条 条例第11条第1項の規定による是正措置の要求は、労働環境是正措置要求書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による報告は、労働環境是正措置報告書（様式第6号）により行うものとする。

3 前項の報告書には、是正措置の内容を確認できる資料を添付しなければならない。

（労働者への調査結果等の報告）

第8条 市長は、条例第10条第2項の規定による報告等又は条例第11条第2項の規定による報告があった場合で、条例第8条の規定により申出を行った労働者が希望するときは、その結果を当該労働者に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、調査結果報告書（様式第7号）により行うものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

労働環境取組報告書

年 月 日

豊田市長 様

所在地
 商号又は名称
 代表者氏名
 担当者所属名
 担当者氏名
 電話番号

豊田市公契約条例第6条の規定により、次のとおり報告します。なお、契約の履行に当たっては、労働基準法その他の関係法令及び同条例を遵守します。

記入上の注意 「回答」欄には、「○」、「×」又は「／」を記入してください。

公契約の名称			
区分	項目		回答
労働条件	1	賃金、労働時間その他の労働条件を各労働者に書面で明示している。	
	2	常時使用する労働者が10人以上の場合にあつては、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示する等、法令に従った方法で労働者に周知している。 注意 常時使用する労働者が10人未満の場合は、「／」を記入	
	3	法定労働時間（1日につき8時間以内かつ1週につき40時間以内）を超えて労働時間の延長又は休日労働を行わせる場合にあつては、時間外又は休日労働に係る協定（36協定）を所轄の労働基準監督署長に届け出ている。 注意 労働時間の延長又は休日労働を行わない場合は、「／」を記入 参考 時間外労働の上限は、原則として1月につき45時間かつ1年につき360時間（建設業に係る事業者を除く。）	
	4	法定の年次有給休暇を付与している。 参考 年次有給休暇は、雇入れの日から6月間継続して勤務し、かつ、当該期間において8割以上出勤した労働者に対して10日付与される。その後は、継続勤務年数に応じて最大20日まで付与される。また、全ての使用者は、労働者に対する年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられている。	
	5	労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、健康管理の観点から、労働者の労働時間の状況を客観的に把握している。	

安全衛生	6	<p>事業場ごとに次の者を選任している。</p> <p>(1) 常時使用する労働者が50人以上の場合 安全管理者（労働安全衛生法施行令第3条各号に掲げる業種に限る。）、衛生管理者又は産業医</p> <p>(2) 常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者又は衛生推進者</p> <p>注意 常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入</p>	
	7	<p>機械等による負傷、粉じん等に起因する疾病等の労働災害を防止する措置を行っている。</p>	
	8	<p>次のいずれかに該当するときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っている。</p> <p>(1) 雇入れをしたとき。</p> <p>(2) 作業内容の変更をしたとき。</p>	
	9	<p>雇入れ時及びその後1年につき1回の頻度で、労働者の健康診断を行っている。</p>	
	10	<p>1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査（ストレスチェック）を行っている。</p> <p>注意 常時使用する労働者が50人未満の場合で、検査を行っていないときは、「/」を記入</p>	
賃金	11	<p>賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っている（口座振込を含む。）。</p>	
	12	<p>時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令に従って支払っている。</p> <p>参考 時間外労働又は深夜業の場合にあっては2割5分以上、休日労働の場合にあっては3割5分以上、時間外労働かつ深夜業の場合にあっては5割以上、休日労働かつ深夜業の場合にあっては6割以上、1月につき60時間を超えて時間外労働をした場合の当該超えた部分にあっては5割以上（中小企業にあっては、2割5分以上）</p>	
	13	<p>愛知県における地域別最低賃金額以上の賃金を支払っている。</p>	
取組事例	14	<p>労働環境の改善のために行っている取組があれば、具体的に記入してください。</p>	

様式第2号（第5条関係）

労働環境申出書

年 月 日

豊田市長 様

住 所
氏 名
電話番号

私が従事する業務に関し、事業者が労働基準法その他の関係法令又は豊田市公契約条例に違反している疑いがあるため、同条例第8条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

事業者名	
公契約の名称	
違反の疑いのある事項	
実名の明示の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
市からの結果報告	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

備考 違反の疑いのある事項について、参考となる資料がある場合は添付してください。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

労働環境報告等要求書

様

豊田市長

豊田市公契約条例第10条第1項の規定により、下記の事項について、報告等を求めます。

記

公契約の名称	
報告等を求める事項	
報告等の期限	年 月 日

様式第4号（第6条関係）

労働環境状況調査結果報告書

年 月 日

豊田市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名
担当者所属名
担当者氏名
電話番号

年 月 日付けで求めのあったことについて、下記のとおり調査結果を報告します。なお、豊田市公契約条例第9条の規定により、申出をした労働者に対し不利益な取扱いを行わないことを誓約します。

記

公契約の名称	
調査内容	
調査結果	

備考 調査結果について、参考となる資料がある場合は、添付してください。

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

労働環境是正措置要求書

様

豊田市長 印

下記の公契約に係る労働者の労働環境について調査したところ、不適正な事項を確認しました。ついては、豊田市公契約条例第11条第1項の規定により、是正措置を講ずることを求めます。講じた措置の内容については、下記の報告期限までに、労働環境是正措置報告書により報告してください。

記

公契約の名称	
是正を 求める事項	
報告期限	

様式第6号（第7条関係）

労働環境是正措置報告書

年 月 日

豊田市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名
担当者所属名
担当者氏名
電話番号

年 月 日付けで求めのあった是正措置の実施について、豊田市公契約条例第11条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

公契約の名称	
措置の内容及び確認資料	
是正完了日	

備考 是正措置の内容を確認できる資料を添付してください。

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

調査結果報告書

様

豊田市長 印

年 月 日付けでなされた申出について、豊田市公契約規則第8条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

事業者名	
公契約の名称	
調査結果及び 是正措置の内容	